

神社明細帳による神社合祀の研究：小松市南郊外の事例

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-11-19 キーワード (Ja): キーワード (En): shrine mergers, Jinja-meisai-cho(the official Shinto shrine register authorized by the Meiji Government), Komatsu City 作成者: 由谷, 裕哉, YOSHITANI, Hiroya メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00060066

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



神社明細帳による神社合祀の研究：小松市南郊外の事例

人間社会研究域客員研究員（小松短期大学名誉教授）

由 谷 裕 哉

要旨

本稿は、小松市南郊外における神社合祀の事例を、神社明細帳によって分析する。神社合祀とは、一社もしくは複数の神社を一社に合併することであり、とくに明治39年（1906）に出された二つの勅令を法的根拠として、内務省が推進した神社の統廃合を指す。この対象について、本稿では小松市南郊外に位置する旧5村の神社明細帳から接近を試みようとする。神社明細帳とは、明治12年（1879）以降に明治政府によって指示された書式に従って府県毎に内務省へ提出された各神社の公的な記録であり、各府県には複製が残された。日露戦後の神社合祀については、通常朱字で追記された。本稿で分析対象とする神社明細帳は石川県庁に所蔵のもので、小松市南郊外の旧5村について筆者が県に対して公開申請をし、複写を取得した。

石川県庁所蔵の神社明細帳は、次の3つの書式に分かれる。一つ目は明治12年（1879）の内務省達指定された書式で、明治12年か13年の年月と提出者名が記載されているもの、二つ目は大正2年（1913）の内務省令による簡略な書式に基づき、活字で印刷されているもの。後者には年月と提出者名の記載が無いが、神社の所在地名が全て小松市であり、同市は昭和15年（1940）に成立したので、それ以降に作成されたと考えられる。三つ目は、この間の時代（1879から1940の間）に、神社の移転によって明細帳が再調製されたと考えられるもので、年月および提出者名が書かれている。

本稿ではまず、これら3つの書式から個々の神社の統廃合をどのように読み取るべきかを考察する。その結果、廃祀された神社の祭神が統合される神社に合祀される類型と、境内に移転されて境内社となる類型とが、神社明細帳で異なる表現で記載されることを導く。神社合祀の先行研究の中で、後者の類型の重要性を最初に指摘したのは、渡部圭一の2009年論文であった。本稿では最後に、渡部論文の事例であった埼玉県上里町の神社明細帳と比較しながら、事例としての小松南郊外における神社合祀の特徴を明らかにする。

キーワード

神社合祀, 神社明細帳, 小松市

A Study of Shrine Mergers Based on the *Jinja-meisai-cho* Registers: the case of the southern suburbs of Komatsu City

Guest Researcher Institute of Human and Social Sciences (Emeritus Professor at Komatsu College)

YOSHITANI Hiroya

Abstract

A shrine merger is the merger of one or several Shinto shrines with another shrine. Such mergers were especially promoted by the Home Ministry, based on the legal foundation of two Imperial edicts proclaimed in 1906. This paper is based on the *Jinja-meisai-cho* pertaining to five old villages located in the southern suburbs of Komatsu City. The *Jinja-meisai-cho* were the official Shinto shrine registers authorized by the Meiji government after 1872, submitted to the Home Ministry by every prefecture, with the prefectures keeping a duplicate. Information about shrine mergers was normally added in red ink in each *Jinja-meisai-cho*. The author applied to publicize the *Jinja-meisai-cho* of the above five villages, which are kept by the Ishikawa Prefectural Office, and acquired copies of them.

The paper begins by examining how we should interpret information about the integration and abolition of the individual Shinto shrines contained in Ishikawa Prefectural Office's *Jinja-meisai-cho*, which were compiled in various formats. It outlines the following different types of shrine mergers: the merger of an abolished shrine with another shrine, and transfer to the precincts of another shrine to establish a new shrine (*Keidai-sha*). Among the preceding studies of shrine mergers, WATANABE Kei-ichi's paper of 2009 was the first to point out the importance of the latter type. Finally, the paper compares the *Jinja-meisai-cho* of the five Ishikawa villages with those of Kamisato Town, Saitama Prefecture, the topic of Watanabe's case study, and it clarifies the characteristics of the shrine mergers in the southern suburbs of Komatsu City.

Key words

shrine mergers, *Jinja-meisai-cho*(the official Shinto shrine register authorized by the Meiji Government), Komatsu City

1 問題の所在

本稿は、筆者が石川県庁総務課に公開申請をし、複写を得た同庁所蔵の神社明細帳を用い、事例とする小松市南郊外の旧5村に関する神社合祀を考察する。まず、「神社合祀」および「神社明細帳」という本稿で使用する二つの術語を規定する。

神社合祀とは、一社もしくは複数の神社を一社に合併することである。通時的に行われてきたと考えられる神社の統廃合のうち、明治39年(1906)の2つの勅令—96号「府県社以下神社ノ神饌幣帛料供進ニ関スル件」および220号「神社寺院仏堂合併跡地ノ譲与ニ関スル件」—を根拠として、内務省主導で府県を実施主体に行われた神社の統廃合を指すことが多く、本稿でもその意味で使用する。合祀(合わせて祀る)には、廃祀された神社の御祭神を合祀先神社の本殿で一緒に祀る意味が

含意されている。

行政あるいは神社制度に注目する研究者からは神社整理と呼ばれることもあるが、「神社合祀」の語は、上記の勅令96号と同じ明治39年4月における内務省の地方長官会議において、「地方事務ニ関スル注意参考事項」の冒頭で地方長官に指示されたのが「神社合祀勸奨ノ件」であったように、文書上に現れた語である。こうした両術語の違いについて筆者は別の場所で詳述したことがあるので¹⁾、ここでは割愛する。

神社合祀に関する本格的な学術研究は、1960年代における社会学者の森岡清美の研究²⁾が濫觴であろう。とはいえ、研究史についても別の場所で概略したので³⁾、これについても省略する。

次に神社明細帳とは、明治12年(1879)の「神社寺院及境外遙拜所等明細帳書式」(内務省達乙第31号)に基づき、その項目名および用紙などが規定された公文書である。項目はおおよそ、鎮座

地、社格、社名、祭神、由緒、社殿間数、境内坪数・地種、境内神社（その祭神・由緒・建物）、境内遙拝所・招魂社・祖霊社、境外所有地、氏子戸数、管轄庁までの距離であり、用紙は美濃13行の界紙（罫線を用いた用紙のこと）が指定され、府県別に内務省に提出された。府県にはその写しが所蔵された。神宮および官国幣社はこれに含まれなかった。なお、本稿で問題とする神社の廃祀や合併は、一般に朱字で追記された。

大正2年（1913）に内務省令第6号により書式の改訂が指示され、境外所有地、管轄庁までの距離などの項目が割愛されるなど、簡略化された書式となった。両書式のどちらかに基づく社神明細帳が、1951年の宗教法人法施行まで神社に関する府県の公簿になったとされる⁴⁾。

しかしながら、府県別の所蔵場所は公開されていないことが多く、筆者は本稿で考察対象とした社神明細帳について、石川県庁に問い合わせてそこに所蔵されていることを確認した次第である。また、内務省に提出された分については、立川市の国文学研究資料館に所蔵のもの（能美郡分には、大幅な欠落がある）がそれに相当するか不明であるため、本稿では石川県庁所蔵の社神明細帳のみに依拠する。

さて、本稿で社神明細帳により神社合祀の実態を分析することの意義であるが、上記のようにこれまで当該テーマに数多くの研究がなされたものの、社神明細帳を用いた先行研究が少なかったことが第一の理由である。

それに対して今世紀に入り、民俗学の渡部圭一が埼玉県児玉郡上里町の事例で社神明細帳を使った神社整理（彼の用語法）の実証的な研究を公表した⁵⁾。本稿では、その議論の妥当性を問うという趣意も含めて、社神明細帳によって特定の事例における神社合祀をいかに明らかにできるかを検討したい。

2 事例の概況

次に、本稿で考察対象とする事例について述べ

る。

筆者は先に、『石川県の研究神社編』（石川県教育会、1918）、『石川県能美郡誌』（同郡、1923年）および『石川県神社誌』（石川県神社庁、1976）のような二次文献に依拠して、小松市域における150余りの神社に関する合祀状況を概観した⁶⁾。そこにおいて、明治39年（1906）の県告諭における無格社の整理、一大字一社という二大原則を尊重しつつ、次のような3点が考慮されることを導いた。

- 〈1〉近郊村とそれ以外との差異；近郊村では一大字一社になる傾向があるが、市街地および中山間地帯ではそうでない。
- 〈2〉大字の広さ狭さ；広い場合、無格社を含み一大字に複数社が残ることがある。
- 〈3〉人口の変化；少ないと、村社でも隣の大字に合祀される場合がある。

そこで、〈1〉近郊地帯、〈2〉一部の丘陵地帯を除いて平野部が主で、大字が広くない、〈3〉人口の増減が見られる（現在のJR粟津駅が明治40・1907年に誕生、などによる）、の3点を考慮し、小松市の南郊外、JR粟津駅周辺を事例に選定することにした。

まず、JR粟津駅周辺の旧村として、江沼郡の月津村および矢田野村、能美郡の粟津村の3村を選んだ。このうち、粟津村は明治22年（1889）の町村制による領域（9大字）だけでなく、明治40年に合併された木津村（6大字）をも含む領域とした（元の粟津村は、小松市街地からやや離れた丘陵地帯）。さらに、粟津村より小松市街地に近い御幸村と苗代村も加え、合計5つの旧村エリアの社神明細帳を石川県庁に公開申請し、複写を取り寄せた（表1）。

この5村の選定について若干補足しておく。能美郡については明治18年（1885）成立とされる皇国地誌「能美郡村誌」が残されている⁷⁾。江沼郡全体と能美郡の一部が含まれる旧大聖寺藩領については、天保年間（1830-44）の『加賀江沼志稿』が残されている⁸⁾。以下の考察では両書を参考とする。

表1 複写を取得した社神明細帳の概要(小松市編入分)

旧村名 (日露戦後)	大字数 (小松市編入分)	社神明細帳 記載神社数	M12,13の 明細帳数	活字の 明細帳数	左2者以外の 明細帳数 (記載年)	神社統合 明細帳数
能美郡御幸村	8	7	5	1	1(S4)	4
能美郡苗代村	14	13	6	6	1(T2)	9
能美郡粟津村	15	9	3	6	0	4
江沼郡月津村	5	5	4	0	1(S19か)	2
江沼郡矢田野村	7	7	6	0	1(M42)	1
(合計)	49	41	24	13	4	20

表2 社神明細帳に合併・合祀・境内社への移転の記載がある神社一覧

	社名	社格 (終戦時)	大字	旧村	旧郡	記載年*	統合先	統合年	被統合社の社格 **および数	備考(敗戦後の復祀情報は除く、同時期の移転は丸括弧で)
①	今江春日神社	郷社	今江	御幸	能美	(活字)	(本社)	M37, M41	6(境内社2、無格社4)	T4全焼、統合と無関係の境内神社も掲載
②	串八幡神社	村社	串	御幸	能美	S4	本社	T6	村社1(他大字)	S4移転、『江沼志稿』に「巳上七社」とあるが、皇国地誌では1社
③	八幡神社	村社	日末	御幸	能美	M12	本社	M40	無格社2	
④	佐美神社	村社	佐美	御幸	能美	M12	本社	M40	無格社2	
⑤	三谷白山神社	村社	三谷	苗代	能美	(活字)	(本社)	M40	無格社1	S10社殿改築
⑥	八幡神社	村社	本江	苗代	能美	T2	境内	M40	無格社3か	皇国地誌では無格社2社、T2移転、移転時に境内社が2社に
⑦	熊野神社	村社	勘定	苗代	能美	M13	本社	M40	無格社1	
⑧	北浅井神社	村社	北浅井	苗代	能美	(活字)	境内	M39	無格社3	(S52現在地へ移転)
⑨	大領神社	村社	大領	苗代	能美	M13	本社	M40	無格社2	(S39現在地へ移転)
⑩	諏訪神社	村社	大領中	苗代	能美	M13	本社	M40	無格社1	
⑪	幡生神社	村社	吉竹	苗代	能美	M13	本社	M40	無格社2	(S45社殿改築)
⑫	千木野神社	村社	千木野	苗代	能美	(活字)	(本社)	M40	無格社1	
⑬	向本折白山神社	郷社	向本折	苗代	能美	(活字)	(本社)	M44	無格社1(他大字)	統合と無関係の境内神社も掲載
⑭	八幡神社	村社	島	粟津	能美	M13	本社	M39	無格社1か	被統合社の地元に、異説あり
⑮	諏訪神社	村社	矢崎	粟津	能美	(活字)	(本社)	M40	無格社2	
⑯	木場少彦名神社	村社	木場	粟津	能美	(活字)	(本社)?	M40	無格社4	皇国地誌では無格社3、現在の3境内社は統合時に移転と地元で伝承
⑰	八幡神社	村社	井口	粟津	能美	(活字)	(本社)	M41	村社5(全て他大字)	
⑱	白山神社	村社	月津	月津	江沼	M13	(本社)+境内	M41	無格社3	被統合のうち1社は『江沼志稿』に不記載
⑲	刀何理神社	村社	矢田	月津	江沼	M13	本社	M39	村社1	本社がもと無格社
⑳	御島神社	村社	矢田野	矢田野	江沼	M42	本社	M42	村社1	M42移転、本社がもと無格社

* (活字)は記載年不記載の意味

** 社格が明細帳に不記載の場合、皇国地誌に基づいた場合がある

表1の通り、旧5村で大字の合計は49である。これは、旧月津村の大字柴山が加賀市に編入されているので、それを除いた小松市に編入された大字数である。筆者が取得した神社明細帳(コピー)の合計は小松市編入分で41、そのうち神社統合に関する記載がある明細帳は、表の最右列のように20社分であった。

なお、表1も含めて、以下に「神社統合」という新たな用語を使うことについて付記しておく。複数の神社が一社に統合される場合、御祭神が統合される神社の本殿に共に祀られる場合(合祀)と、境内に小ぶりな社堂(境内社)として祀られる場合とがある。後述のように本事例の神社明細帳では両者を分けて表現しているので、本稿では両方を併せる意味を持つ仮の用語として「神社統合」を用いる。

表の「M12, 13の明細帳数」「活字の明細帳数」「左2者以外の明細帳数(記載年)」なる3項目のように、筆者が入手した神社明細帳は三種の形式に分かれる。それについては、次節で具体的に紹介する。

3 神社明細帳における神社統合情報

本節では、石川県庁所蔵の神社明細帳において神社統合(合祀プラス境内への移転)の情報がどのように表現されるか、見てゆく。先に表1に関してもみたように、問題とする神社明細帳の書式は大きく3つに分かれるが、ここでは表2の左から7列目、「記載年」項目の別に、3類型に分けて述べる。表2の20社については、仮にノンプルを振ってある。

(1) 明治12, 13年銘の神社明細帳

表2の「記載年」項目にM12もしくはM13とある神社明細帳である。煩雑になるので神社名の列挙は省略するが、表のように計9社分がそれに当たる(ノンプルでは③④⑦⑨⑩⑪⑭⑯⑰)

これらでは、合併もしくは合祀の追記が社名の上辺りか欄外でなされ、祭神も追加される。例え

ば⑨大領神社は、社格の上に「本社へ同村同字無格社同竹部鳥社少彦社を合祀シ」とあり、(旧称白山神社を大領神社と改称したことの後)合祀の許可および合祀済みの年月日が追記されている。さらに、「祭神」項目に、市寸嶋比咩命・少彦命の二神が追記されている。⑪幡生神社、⑭鳥の八幡神社、⑰刀何理神社の追記文章もほぼ同じで、やはり合祀された祭神が「祭神」項目に追記されている。

それに対して、③日末の八幡神社、④佐美神社(祭神が白山神)、⑦勘定の熊野神社、⑩大領中の諏訪神社、⑱月津白山神社は、「本社」へ無格社何某が「合併」と記載されている。なお、③④⑦は被統合社が同じ祭神であるので「祭神」項目に追記はないが、⑩⑱は「祭神」項目に追加がある。

以上から、これらの追記文において「合併」と「合祀」は同じ意味だと推定しておく。

なお、⑱月津白山神社の神社明細帳への書き込みでは、上記のような書式での「合併」の追記に加え、別の無格社複数が境内へ移転したことも追記されている。これについては、合祀と境内への移転の問題として次節で検討を加えたい。

また、これら明治12, 13年の神社明細帳で合祀もしくは合併の追記文章がある全9社のうち、その月津白山神社を除く8社には、明治12年内務省達乙31号で指示されていた境内神社の情報が記されていない。つまり、これら全ては「本社」と書かれている本殿への合祀だったと考えられる。境外の神社を統合した記載の無い明細帳では、明治13年銘の須天熊野神社(小松市須天、旧能美郡苗代村)の明細帳に、「境内神社」2社(少彦名社、金刀比羅社)の項目がある。両社とも「由緒不詳」とされているが、この境内神社2社の場合、明治13年以前に境内に移転してきたか新たに創設された社堂なのであろう。

(2) 移転により再調製されたと考えられる手書きの明細帳

表1「左2者以外の明細帳数」項目に相当し、当該表のように4社分ある。そのうち神社統合に

関して明細帳に記載のある3社を、順に見ていきたい。

②串八幡神社:「由緒」の項目に昭和4年(1929)に神社そのものが現在地に移転したことが記載され、末尾で昭和4年に加え月日書かれているので、おそらく移転に際して神社明細帳が作り直されたと推察される。同社の神社合併については、同じく「由緒」項目に、「大正六年壹月参拾日本社へ同村字村松村社ヲ合併方許可ヲ得」、以下合併年月が記載されている。大正6年は1917年である。

③本江の八幡神社:神社明細帳の作成時期は、大正2年(1913)6月と末尾に書かれている。明細帳冒頭に「大正二年一月三十一日」に内務省へ報告済みの件が追記され、所在地が「本江ソ二百四十七番地鎮座」(おそらく「二百四十七番」が貼紙)と記される右に追記で、「同年六月十八日」とある。ということは、大正2年1月から6月までの間に現社地への移転があり、それに伴って同年6月に神社明細帳が再調製されたと推定できる。石川県神社庁の『石川県神社誌』の同神社項目(同書127頁)でも、「大正二年内向島や天皇にあった春日社を合祀。同時にレ三十番地より今の地へ移転」とあり、所在地を「小松市本江町ソの二四七」とするので、上記の推定は首肯されるであろう。

この明細帳では「由緒」項目に「不詳」とされるものの、「氏子」項目の次に「境内神社」項目が記され、そこに八幡神社境内社として複数の神社(巖之御魂社、2社の春日社)の「由緒」記事に、境外から移転されてきた記載がある。この項目には、他に「祭神」および「社殿」という下位項目がある。境内神社に関するこの3つの下位項目は、明治12年書式も大正2年書式もほぼ同じ指定がされていたものである。

④御島神社:同社の神社明細帳は末尾に「明治四拾貳年四月二日」と記載されており、「由緒」項目に「元無格社白山神社」および「元村社矢田之神社」の由緒が記載されたうえで、最後に「明治四十二年三月十五日付」で「右両神社ヲ現今ノ

地へ合併移転シ村社御島神社ト改称許可」を石川県より得た云々とされている。明治42年は1909年である。ともあれ、その2つの神社の合併とそれに伴う移転により、明細帳を再調製したものと推察できる。

合併の詳細については、明治12、13年の明細帳と同様に社格・社名の上に追記の形で、「江沼郡勅使村字勅使無格社白山神社ト同郡矢田野村村社矢田野神社トヲ合併シ」とあり、以下新たな社地、許可および合併終了の届け出年月となっている。これだと、どちらが他の明治12ないし13年明細帳の追記で言われる「本社」なのか分からない。「祭神」項目では菊理媛神の次に天照皇大神となっているので、白山神社が主体の合祀だったのであろうか。その推定に沿って、表2では白山神社を本社扱いとした。

なお、神社統合の記載されないもう1社は、旧月津村月津新(現在の小松市四丁町)の村社八幡神社である。「由緒」項目に昭和18年(1943)12月に現社地に移転、社格の上に神饌幣帛料供進社に昭和19年(1944)2月に指定と追記があるので、表1では昭和19年の明細帳かと推定しておいた。

以上のように、これら4社(神社統合は3社)に関しては、明細帳の「由緒」欄の情報(串八幡神社、四丁町八幡神社)もしくは他項目の情報(他の2社)に記載される移転年と明細帳記載年とが同じなので、移転に伴って明細帳が再調製されたと考えて間違いないであろう。

(3) 活字で印刷された明細帳

他県ではあまり類を見ないと思われる、活字で所定の罫線に印刷された明細帳である。本稿で事例とした江沼郡旧月津村および同郡旧矢田野村の神社明細帳では、表2の3社を含む計12社(表1参照)にこの形式の明細帳は存在しない。とはいえ、筆者が本稿の事例以外に瞥見した羽咋郡および鹿島郡の明細帳にはこの形式のものが存在するので、能美郡のみに見られる形式ではないと判断しておく。

表2の「記載年」の列に(活字)と書いた8社

(①⑤⑧⑫⑬⑮⑯⑰)を含む、全てのこの形式の明細帳(表1の計13社)に、記載年が無い(明治12年および大正2年の明細帳書式では、共に記載年項目は必要とされていない)。とはいえ、神社所在地がこの13社全て「小松市」となっており、同市は昭和15年(1940)に成立したので、これらの神社明細帳全てが1940年以降に作成されたと推定できる。明細帳に「管轄官庁からの距離」項目がないことから、大正2年書式を踏まえていると思われる。

うち表2の8社に関しては、神社統合の記載は大きく二つに分かれる。一つは8社のうち例外的とも呼べる形式で、⑧北浅井神社の1社のみ。「由緒」に合併の記載が無いものの、「氏子」の次に「境内神社」項目があり、そこで3社(烽之神社・北浅井白山神社・東之神社)それぞれの「由緒」項目で、いずれも明治39年(1906)9月に「北浅井神社ノ境内神社トナル」と記載されている。加えて、社名の後の「祭神」項目に、これら3社の祭神が追加されていない。

なお、「境内神社」項目は神社明細帳の明治12年および大正2年の両書式で指示されていたもので、活字の明細帳13社のうち、この北浅井神社以外にも①今江春日神社、蓮代寺の日吉神社および⑬向本折白山神社の明細帳に、その項目がある。そのうち①今江春日神社は、境内神社4社の由緒全てに「明記を欠く」とあり、蓮代寺日吉神社は、その3社の「由緒」に関して天正ないし正徳年間の勧請が、⑬向本折白山神社にはその2社に正徳年間の勧請ないし創祀を伝える趣旨の言辞がある。蓮代寺日吉神社の明細帳には、これ以外に神社統合に関わる情報が無いので表2には入れていないが、①今江春日神社も⑬向本折白山神社も境内神社は明治末の神社統廃合とは無関係であろう。これら3社のうち、①今江春日神社については神社明細帳の記載内容が複雑であるので、次節で再論する。

もう一つは、表2の「統合先」の列で丸括弧付きで(本社)とした7社である。「由緒」の項目の末尾に表形式で「合併神社」の項目があり、社

格・神社名・祭神・鎮座地・合併許可年月日・合併済届け出年月日・備考という8項目が記載される。加えて、「祭神」項目において、本社の祭神から1行空けて合併された社の祭神が記載される。例えば⑤三谷白山神社の「合併神社」の項目には無格社巖の御魂社が記載されているが、その祭神は天照大神とされ、「祭神」項目に白山神社の祭神三柱(伊弉諾尊・伊弉冉尊・菊理媛神)の後に1行空白あって、「天照大神」とある。

以上のように表2で(本社)と書き込んだ7社の神社明細帳には、(上記の今江春日神社および向本折白山神社を除いて)「境内神社」として独立した項目が無く、「合併神社」なる表形式の記載が「由緒」項目末尾に記載されるため、「合併」とは境内ではなく本社の本殿に合祀されたことを意味すると考えられる。

もっとも、表2の「備考」欄にも記したように、⑯木場少彦名神社の地元では、現在の3つの境内社(春日・白山・八幡)は明治40年(1907)の合併時に元の祠堂を本社まで運んだものだとの伝承がある。また、①今江春日神社は大正4年(1915)に全焼しており⁹⁾、⑤三谷白山神社も昭和10年(1935)に社殿を改築しているのに¹⁰⁾、両社の神社明細帳の「由緒」項目にはその記載が一切無い。これは大正2年書式で作成された明細帳を(小松市が成立した)1940年以降に活字印刷の形にする必要が生じた際、単に元の明細帳を丸写ししたことによって生じた不備かもしれないが、この活字の明細帳に載る情報に全幅の信頼を置けない理由ともなっている。

(4) 石川県庁所蔵の神社明細帳における問題点

以上のように活字で印刷されている明細帳の記載内容に疑問が残るが、それに加え、石川県庁所蔵の神社明細帳には別の問題点がある。統合(本社への合祀もしくは境内への移転)によって廃祀された神社の神社明細帳が、少なくとも筆者が県に公開申請した全50社(表1では小松市編入分のみ掲載したので、49社)に関わる分では、全て捨てられていることである。

つまり、表2の「被統合社の社格および数」項目で固有名詞を除いて記された神社全ての明細帳が、残っていないのである。対して、明治12年書式で郡あるいは府県全体の神社明細帳が合綴される場合、廃祀された神社明細帳は通常残るものと筆者は理解している¹¹⁾。

本事例(表2の20社)に関してとくに問題になるのは、小松市井口の⑩八幡神社(旧能美郡栗津村)である。同社に合祀された他大字の5つの村社のうち、皇国地誌「能美郡村誌」によれば村社日用神社のある日用、村社白山神社のある白山田、村社八幡神社のある小山田には、それぞれ別の無格社が1社ずつ記載されていた¹²⁾。おそらく、井口の八幡神社へこれら3つの村社を含む5社が合祀された明治41年8月以前に、上記の3大字各々で無格社が村社に合祀されたか若しくは廃祀されたと推察されるが、そのことが現存する神社明細帳からは解明できないのである。

もっとも、このように廃祀された神社明細帳が捨てられるのは、郡ないし府県全体で大正2年書式の神社明細帳が合綴となる場合にはありうるらしい。例えば埼玉県旧北足立郡のうち、翻刻が刊行されている現在のさいたま市域の神社明細帳には、廃祀となった神社の明細帳が見られない¹³⁾。要するに石川県庁所蔵の神社明細帳は、明治12年書式の明細帳をある程度含みながらも、廃祀された神社の明細帳を捨てるといって、大正2年書式で統一された明細帳を用いていた自治体と類似の対処をしていたと考えられるのである。

4 神社明細帳に記載された神社統合の諸相

本節では、以上のような石川県庁所蔵神社明細帳において神社統合がどう表現されているかの検討、およびそれ特有の制約をも顧慮して、小松市南郊外における神社統合の諸相を瞥見する。

(1) 本社の境内社を本社に合祀

1社のみ見られる。既に前節の(3)で見た活字で

印刷された神社明細帳13社(表1)に含まれ、表2の「統合先」の列に(本社)と記載した7社のうち、①今江春日神社の明細帳がそれに当たる。

前述のようにこの神社は「由緒」項目末尾に「合併神社」表、「氏子」項目の次に「境内神社」項目があるが、「合併神社」表の前半、「境内神社」の野々美弥社および白山社について、「合併年月日」「合併届出年月日」欄に明治37年(1904)12月の別日付けが記されている。白山社については「備考」欄に「合場社祭神ト合霊」とある。因みに無格社白山社の祭神は諾冉二神と菊理媛神、合場社は同じく「合併神社」の表の後半に「無格社」として出て来る社で、祭神はこれも諾冉二神となっている。

なお、「境内神社」項目には前節(3)で「明記を欠く」4社として紹介していた、八幡社(2社)・少彦社・白山社が掲載されており、この4社に加えて「合併神社」表に明治37年の日付けと共に掲載された野々美弥社および白山社という計6社は、皇国地誌「能美郡村誌」に今江春日神社の境内社として掲載されている(明細帳の「野々美弥社」に対して、皇国地誌では「野々美屋社」の表記)。したがって、これらの境内社は皇国地誌「能美郡村誌」が完成した明治18年以前に、同社境内に移転もしくは創設された社堂と考えられる。

同神社の明細帳で複雑なのは、「合併神社」表の後半に載る無格社4社(市美屋社・合場社・石美屋社・竹部社)も、明治41年(1908)の別日付けに合併されたことであろう。この4社も皇国地誌「能美郡村誌」に無格社として掲載されている。これら被合祀6社(もと境内神社2社と無格社4社)の祭神として「合併神社」表に掲載されている神格は、全て冒頭の「祭神」項目の1行空白後に列挙されている。ここで全ての神格を列挙することはしないが、合計11柱の神々である(境内神社4社の祭神は、これに含まれていない)。因みに、野々宮社、合場社、市美屋社、石美屋社など同族神もしくは地縁神を連想させる社については、地元の郷土誌的な文献複数に解説がある¹⁴⁾。

(2) 境内社から境内社への合祀

これも、1例のみ見られる。前節で(2)とした移転によって再調製されたと考えられる神社明細帳の一つ、⑥本江の八幡神社である。先述の通り「氏子」項目の次が「境内神社」項目であり、巖之御魂社および春日社（2社）が書き上げられている。

このうち春日社の「由緒」に付された但し書きに、以下のようにある。「無格社トシテ苗代村字本江小字向島ニ一社堂小字天王ニ一社鎮座ノ処明治三十九年十一月許可ヲ得同四十年三月二十二日八幡神社境内社トシテ移転ヲ了ヘ更ニ大正二年五月五日前記春日社二社ヲ合併シテ一社トナスノ許可ヲ得タリ」。

前節(2)で見たように、この八幡神社が現社地に移転したのは大正2年（1913）の1月（内務省への届け出）から6月18日（所在地の鎮座名の右横に追記された月日）までの間だと考えられるので、新たな社地に移ることに伴って同祭神の境内社2社を1社へと「合併」、つまり合祀したのであろう。

(3) 本社に他社を合祀する

本事例ではこれが一番多い。明治12、13年の明細帳では③日末の八幡神社、④佐美神社、⑦勘定の熊野神社、⑨大領神社、⑩大領中の諏訪神社、⑪幡生神社、⑭島の八幡神社、⑱月津の白山神社、⑲刀何理神社という計9社が、神社明細帳の社名・社格などの上に追記された文章に「本社へ」若しくは類似の文言があり、「合併」と記されている場合も含み、本社本殿への合祀であろう。追記の文言については、前節(1)で⑨1社分をあげておいた。なお、⑱月津の白山神社の明細帳には、本社への「合併」に並べて別の無格社が境内へ移転した旨の追記がある。これについては次の(4)で触れる。

移転に伴って神社明細帳が再調製された神社では、②串八幡神社がこの類型に相当する。昭和4年（1929）銘の明細帳「由緒」の項目に、「大正六年壱月参拾日本社へ同村字阿村松村社八幡社ヲ

合併方許可ヲ得同年四月参拾日合祀」とある。大正6年は1917年である。

明治42年（1909）銘の明細帳である⑳御島神社は、前節(2)で見たように別々の場所の2社を合併すると共に、現社地に移転して新たな名称の神社を創建したので、本社本殿にかつての2社の祭神が合祀されているという点ではこの類型に含まれるであろう。表2の「備考」欄はそれを踏まえている。

活字の明細帳では、①今江春日神社、⑤三谷白山神社、⑫千木野神社、⑬向本折白山神社、⑮矢崎の諏訪神社、⑯木場少彦名神社、⑰井口の八幡神社という7社がこれに当たる。前節(3)で見たように「由緒」項目に付して「合併神社」表があり、「祭神」項目にその合併神社の祭神が1行空白の後に記載されている。「由緒」項目でとくに本社への合祀ないし合併とは記載されないので表2「統合先」項目では丸括弧を付けて（本社）と記したが、本社本殿への祭神の合祀と考えて間違いないであろう。

なお、既に述べたように⑯木場少彦名神社は、現在の境内社3社（春日社、白山社、八幡社）が神社統合の際に境内に移転されたと地元では伝えられており、さらに上記の「合併神社」表に載る被統合社の祭神を奉齋する境内社が現存する神社が、他にもある（⑤三谷白山神社の神明社）。

その意味で活字の明細帳に限り、神社統合の実態に真偽不詳の部分を含むと解釈しておきたい。

(4) 本社の境内に他社を移転する

3社がこれに相当する。

表2の上から順に、まず⑥本江の八幡神社（大正2年明細帳）。これは、先に(2)で境内社として移転してきた春日社2社を合祀したことを見た。もう一方の境内神社である巖之御魂社は「由緒」項目の但し書きに、「無格社トシテ苗代村字本江小字高宮ニ鎮座ノ処明治三十九年十一月許可ヲ得」、翌年八幡神社境内として移転を終えた、とされる。春日社の方は(2)で引用したように、苗代村本江の小字向島と小字天王に鎮座していた春日

社を明治40年（1907）3月に八幡神社境内社として移転、さらに大正2年（1913）5月にその2社を合併云々とされていた。

⑧北浅井神社（活字の明細帳）は、前節(3)でも見たように「氏子」の次に「境内神社」項目があり、そこで3社（烽之神社・北浅井白山神社・東之神社）それぞれの「由緒」項目で、いずれも明治39年（1906）9月に北浅井神社の境内社となったことが記載されている。最初の烽之神社は「由緒」項目が長いので、次の北浅井白山神社の「由緒」項目を以下に引用しておく。「元北浅井ツ九十二番地ニ在り白山社ト称シタルモ明治十三年八月十三日今ノ社名ニ改称ス（以下添字で、社蔵記録）、明治三十九年九月北浅井神社ノ境内神社トナル（同、社蔵記録）」

もう一つは、先に(3)で本社への合祀に含めていた、⑧月津の白山神社（明治13年明細帳）である。まず本社への合併分も含めて、社格・社名の上に追記されている文章を引用しておく。「本社へ同村同字無格社住吉社（以下八字に縦線で削除）ヲ合併シ村社白山神社ト改称シ同時ニ同字無格社日吉社、澤山社ヲ本社境内へ移シ境内末社トナス」、以下許可と合併済みの年月日（明治41年<1908>11月の別日付）が続く。境内末社となった日吉社および澤山社については、明細帳の執筆者が連署された後に、「境内末社二社」として両社が追記されている。ただし祭神と社殿のみで、由緒の項目は無い。

このうち澤山社は、現地情報によれば江戸初期に藩主に処刑された者の怨霊を、後になって祀ったものだとされる。天保年間成立の『加賀江沼志稿』には月津村の神社として白山社、住吉社、山王社が掲載されるのみで澤山社は掲載されないの¹⁵⁾、幕末以降に祀られるようになった社堂かもしれない。

それはともかく、月津の白山神社で本社への合祀（無格社1社）と境内への移転（無格社2社）が、なぜ同時に挙行されたかは不明である。なお、明治41年の明細帳提出時点では本社へと「合併」された筈の住吉社（現・住吉神社）も、現在は本殿

の脇に境内社となっている。

5 他県の神社明細帳との比較：渡部圭一論文における埼玉県児玉郡上里町の事例

以上のように小松市南郊外5村についての石川県庁所蔵神社明細帳では、前節(1)(2)(3)のように御祭神が本社本殿もしくは既存の境内社に移されることを「合祀」もしくは「合併」、(4)のように新たに本社の境内社となることを「移動」、と区別して表記していたことを明らかにした。前世紀までの神社合祀・整理研究では、統合先が本殿への合祀であるかその境内への移転であるかは問題にされなかった。しかし、今世紀に入り民俗学・歴史学からの複数の研究がそれを検討課題の一つとし始めた¹⁶⁾。

本節では、小松市南郊外の旧5村に関する神社明細帳から導き出される神社統合の経緯を相対化して捉えるため、そうした先行研究の一つである渡部圭一の2009年論文¹⁷⁾の事例である、埼玉県児玉郡上里町の神社明細帳を比較対象としてとりあげる。とくに、その神社統合に際しての境内社利用について注目する。

(1) 埼玉県児玉郡上里町における神社統合と境内社利用

渡部の検討事例は現在の埼玉県児玉郡上里町であり、そこで明治12年の書式にもとづいて郡役所に残された明細帳（渡部論文では「郡帳」と称、明治16年<1883>訂正と記されている由）、および大正2年書式により県立文書館に所蔵の明細帳（同じく「県帳」と称）とを照合し、合祀もしくは移転の詳細を検討している。なお、渡部は「神社整理」の語を一貫して使用している。

渡部は、明治12年書式による彼の云う「郡帳」（数多くの境内無格社が書き上げられている）に掲載されている合計210社を基盤とし、それが大正2年以降の「県帳」時点までどう変遷してきたかを追跡していた。筆者は二つの神社明細帳の現物を見ていないので、同論文pp.33-42の表に

表3 埼玉県児玉郡上里町エリアの神社統合（渡部圭一 2009年論文掲載のデータより算出）

旧村名	大字数	県郷社数	村社数	無格社数	神社総数 (神社統合前)	境内への合祀・移転数	存置の 神社数
長幡村	5	1 (郷)	10	12	23	6	9
七本木村	4	0	14	14	28	1	4
賀美村	4	0	6	15	21	6	3
神保原村	3	1 (県)	2	9	12	6	3
(合計)	16	2	32	50	84	19	19

主として依拠しつつ、「郡帳」に掲載されているという境内無格社124社を全て無視することにした。これは、比較対象である石川県の社神明細帳において、境内無格社が独立して現れないことに基づく¹⁸⁾。

以上を踏まえて、当該事例における境内社の利用に注目して表化したのが、表3である。

上里町全体で渡部の云う「神社整理」前の神社総数は、上記の境内無格社を除いて86社、整理後¹⁹⁾の存置神社数が19社である（掲載誌30頁）。なお、4旧村の一つ賀美村に関しては「郡帳」に載る無格社2社が「県帳」に不記載とのことで、渡部論文の表「合祀・移転（県帳による）」項目がこの2社につき「不詳」とされていた。そこで、本稿では「県帳」を重視する観点から、同村に関しては表3の「無格社」および「神社総数（神社統合前）」項目で「郡帳」の値から各々2を引き、15および21として表に記載した。したがって、表3のうえでは神社統合前の神社総数は渡部論文より2社少なく、84社となっている。

表には記載していないが、統合前の神社総数84に対する存置神社数合計19の百分比は、約22.6%となる。かなり低い値ではあるが、埼玉県としては一町村一社を目指したことが知られており（明治39年<1906>11月12日通牒、社発第77号²⁰⁾）、対して表の「存置の神社数」が各行政村で上から順に9社、4社、3社、3社であったので、県としての目標からほど遠かったと了解できる。

表3についてその他の留保事項として、「県郷社数」項目については、長幡村に郷社菅原神社が、神保原村に県社今城青坂稲実池上神社が、それぞ

れ立地している。

「境内社への合祀・移動数」項目は、同論文の表（掲載誌pp.33-42）に基づき、本社の既存の境内社に他社もしくはその境内社を合祀する場合と、本社の境内に他社もしくはその境内社を新たに移転する場合とを、合計した数値である。いずれも神社統合に境内社を使うケースであるが、埼玉県の当該事例ではこの二通り（境内社が既存と新造）が存在し、渡部論文では両パターンを分けて考察している（掲載誌31頁）。しかし、石川県の事例では前者（既存の境内社への合祀）が見られず、社神明細帳に境内への「移動」とある場合（前節の(4)）のみである²¹⁾。ここでは、神社統合に境内社を利用するという意味合いで両パターンを共通するものと考え、合計することにした。

なお、石川県の事例において最も多かった本社への合祀は、この埼玉県児玉郡の事例でも数が多いが、上述の境内社を利用する二種のパターン（境外社が既存の境内社に合祀する、新たに境内社を作る）が、本社への合祀と併用される場合が少なくない（掲載誌pp.44-46）。したがって、本社への合祀を表に項目として加えると、それと「境内社への合祀・移動数」との合計が「神社総数（神社統合前）」を上回ることになるので、その項目を表に作らなかった。対して石川県の場合は、表2の⑮月津町の白山神社のみがこの併用の例である。

以上のように留保事項がいくつかある集計ではあるが、以下に表3から読み取れることを述べたい。

4村の合計としては「神社総数（神社統合前）」

84から「存置の神社数」19を引いた総計65に対して、「境内社への合祀・移動数」の総計が19であった。百分比は約29.2%であり高い割合ではないものの、石川県の神社統合事例20ケースのうち境内社への移転が3ケースのみであったこと（15%）に比べ、かなり多く思える。これについては、後で考察したい。

また、表3の「存置の神社数」項目は社格別にしていないが、長幡村で無格社が3社存置されらしい（大字長浜で別の小字に立地する稲荷神社2社と、やはり長浜の今城青八坂稲実神社）。渡部論文p.34の表によれば当該3社とも式内論社である由で²²⁾、それが他社に統合されなかった背景にあるのだろう。その結果、長浜では存置された神社数が他の旧村に比べて多めになっている。この統合前神社総数と存置された神社との割合についても、次に石川県と比較して検討を加える。

(2) 比較考察：結びに代えて

以上、小松市南郊外の5旧村、および埼玉県児玉郡の4旧村の神社明細帳について、筆者が取得した複写データ（石川）および先行研究に掲載されていたデータ（埼玉）に即して見てきた。

そもそも、5旧村49大字（加賀市編入の1大字を除く）で41社の石川（表1）に対して、4旧村16大字で84社（渡部論文で集計されていた境内無格社および「不詳」2社を除く）の埼玉（表3）では、

後者が旧村の数では前者より一つ少ないにも拘わらず、神社統合前の神社数では前者の2倍以上であった。さらに、両者では旧村と大字との対比も差異が大きいので、比較する対象として適当かという疑問は残る。ただ、明治末における神社の統廃合が、神社の分布および大字の広さ狭さにおいて大きな差を有する各地域社会を舞台に行われた、ということ想起させる点では重要であろう。

そのような制約のうえで、戦前までの神社行政が内務省→府県→郡→町村と通達され、結果が逆方向に戻されたことを踏まえ、日露戦後の時点での旧村別にまとめ、比較考察を行うことにする（表4）。

まず、表4の留保事項から。石川県では廃祀された神社の明細帳が残されていないので、「神社統合前の神社数」項目は、残されている神社明細帳に合祀・合併・移転などと記されている被統合社数を追加した数を、旧村別に記しておいた。前節でも触れたように、旧栗津村の⑰井口八幡神社に合祀された大字外の5村社のうち、3社に関しては皇国地誌「能美郡村誌」に無格社1社ずつが併記されており、いつの時代かそれが同字の村社に合祀されたか廃祀となっていると考えられる。しかし、その計3つの無格社は神社明細帳が残されていないので、表に加えていない。

また表の「残存率」は、「神社統合前の神社数」を100とした「存置の神社数」の百分比である。

表4 両事例の旧村（日露戦後）毎の仮集計

県名	旧郡村名 (日露戦後)	大字数	神社統合前 の神社数	大字平均 神社数	存置の神社数 (大正6年)	残存率	境内への合 祀・移転数	境内/神社 統合
石川	能美郡御幸村	8	18	2.3	7	38.9%	0	0.0%
石川	能美郡苗代村	14	27	1.9	13	48.1%	2	14.3%
石川	能美郡栗津村	15	21	1.4	9	42.9%	0	0.0%
石川	江沼郡月津村	5	9	1.8	5	55.6%	1	25.0%
石川	江沼郡矢田野村	7	8	1.1	7	87.5%	0	0.0%
埼玉	児玉郡長幡村	5	23	4.6	9	39.1%	6	42.9%
埼玉	児玉郡七本木村	4	28	7.0	4	14.3%	1	4.2%
埼玉	児玉郡賀美村	4	21	5.3	3	14.3%	6	33.3%
埼玉	児玉郡神保原村	3	12	4.0	3	25.0%	6	66.7%

存置の時点は、石川県で統合された最も新しいのが大正6年(1917)の②串八幡神社(表2)、埼玉の例では上記のように最新の統合年が大正5年であったので、とりあえず大正6年時点としておく。

もう一つ、この表4では「大字平均神社数」を算出してみた。表の「神社統合前の神社数」を「大字数」で割った値である。見られるように埼玉の4村は、4から7台の値となっている。つまり、もともと大字当たりの神社数(社神明細帳に記載された数)が多かったことになる。対して石川の5村は、一大字につき1から2台の低い値となっている。

埼玉の4村に関しては、この平均値が高いほど残存率が低い傾向があるが、残存率の順序と厳密には一致せず、平均値が高めのクラス(七本木村と賀美村)と低めのクラス(長幡村と神保原村)が各々逆相関の傾向を有する、というほどであろうか。なお、長幡村の残存率が高めなのは、前述のように式内論社の無格社3社が存置された為であろう。石川の5村では平均値そのものが低いため、顕著な特徴は見られない。

また、「存置の神社数」項目に見られるように、本稿で取り上げた計9の旧村において、一町村一社にされたケースが一つも見られないことにも注目しておきたい。

とくに埼玉県では上述のように明治39年(1906)11月の通牒で一町村一村社が指示されており、郡あるいは村によっては、かなり強行にそれを行った場合もある模様である。例えば北足立郡の大石村(10大字、現・上尾市)では、51社を3社にするという極端な合併が行われたと云う²³⁾。しかしながら、この場合も一町村一社には成し得なかったことになる。

本稿で取り上げた児玉郡の4村の場合、とくに七本木村と賀美村では残存率が1割台という、(上記の大石村ほどではないにせよ)かなり強引な統合が行われたものの、それでも4社と3社がそれぞれ存置されている。これは、明治前半の段階で社神明細帳に登録された一大字における平均

神社数が、表のように5から7台とかなり多かったことに起因するであろう。

また表4の最右列には、「神社統合前神社数」から「存置神社数」を引いた値、つまり神社統合の数を100とした「境内への合祀・移転数」の百分比を算出してみた。

まず、埼玉県児玉郡の4村に関しては、とくに残存率が高めの長幡村と神保原村で、神社統合に境内社を用いる割合が4割から6割と高めている(本社への合祀と併用かどうか、は考慮に入れていない)。このように社神明細帳に記載された神社の絶対数が多く、かつ一町村一社を目指したという県の特殊事情を背景として、埼玉県では廃祀が難しい傾向の村(結果的に残存率が高くなっている村)の場合に、移転先もしくは合祀先として境内を利用することになったのではないだろうか。境内への移転が1ケースのみであった七本木村を除き、渡部論文の「不詳」2社を除いた賀美村についても正確な値でありえないとはいえ、この比率が石川県の5村より高い3割台となっている。

ともあれ、石川県より相対的に数多かった廃祀神社御祭神の行き先として、埼玉県の事例で境内社を利用するケースが少なくなかったと推察することは許されるであろう。渡部論文および埼玉県の別の地区につき歴史学の観点から同じように境内社の問題を見出した北浦論文では、このような埼玉県の独自性がほぼ顧慮されていなかった。

それに対して、石川県の5村のこの割合は、残存率と正または負の相関があるとは見なせない。

具体的に境内社への移転は、3例のみである。このうち能美郡苗代村の⑧北浅井神社は活字の明細帳であるので提出者名は記載されないが、同村⑥本江の八幡神社(大正2年明細帳)および江沼郡月津村の⑩月津白山神社(明治13年明細帳)には、提出者名の記載が有る。そのうち氏子総代の連署は県から付与された複写では墨塗されているものの、社掌名は読むことができ、両社とも他社複数の社掌と兼務している神職名である。そもそも⑩月津白山神社の場合、本社への被合祀が1

社、境内への移転が2社であったので、その判断に社掌の意向が強く反映したとは考えにくい。神社明細帳への追記が元の明細帳への連署者からの情報に基づいているとすれば、この2社において境内への移転が為されたのは、したがって被統合社の氏子の希望が反映されたと解釈しておきたい。

これは、埼玉県の神社合併事業において、廃祀された神社の多すぎる御神体の行き先として境内社が利用されたと考えられることと、明らかに異なる点であろう。さらに先述のように、能美郡栗津村の⑯木場少彦名神社（活字の明細帳）も、明細帳上は被統合神社4社が「合併神社」の項目に出るが、書面と異なり実際には現在の3境内社が明治40年に境外から移築されたと地元で伝えられている。この場合も、活字の明細帳なので提出者名は掲載されていないが、廃祀された神社の氏子の希望が反映されたのではないだろうか。

あと1点、石川県分5村の明細帳の特徴を指摘しておく。能美郡の3村の場合、いずれも「存置の神社数」項目が「大字数」項目を下回っていることである（江沼郡の2村は同数）。前述のように石川県では明治39年（1906）の告諭で一大字一社が指示されていたが、この3村ではそれに留まらずに神社を持たない大字が複数生まれたことになる。同告諭では今一つ、無格社を無くすことが指示されたが、今回とりあげた5村では全てそれが実現している（無格社に村社が合祀された場合も、村社となっている）。

なお、大字外の神社を合祀した御幸村の②串八幡神社および栗津村の⑰井口八幡神社の場合、被合祀の合計6社は全て村社であった。したがってこれらのケースでは、一大字一社、無格社の廃祀、という告諭の指示とは異なる事情が介在したと考えられるが²⁴⁾、本稿の神社明細帳に基づく考察の範囲を超える。

まだまだ導き出せる点はあるかもしれないが、今後は小松市あるいは近郊地帯といった制約にとらわれずに県内別地域の神社明細帳の公開申請を行い、本稿で導きたいいくつかの傾向がそこでも確認できるかを検証したいと考えている。

【注】

- 1) 由谷裕哉「緒論 神社合祀研究と地域社会」、由谷（編）『神社合祀再考（仮題）』岩田書院、2020。
- 2) 森岡清美「明治末期における集落神社の整理—三重県下の合祀過程とその結末—」、『東洋文化』40、1966。
- 3) 由谷裕哉「小松市内の神社合祀研究・序説」、『小松短期大学論集』25、2019。
- 4) 国文学研究資料館史料館（編）『社寺明細帳の成立』国文学研究資料館、2004。
- 5) 渡部圭一「北武蔵の集落神社と神社明細帳—神社整理とその帳簿管理を中心に—」、『埼玉民俗』34、2009。
- 6) 前掲注3論文。
- 7) 『石川県史資料 近代編』(3)、石川県、1976。なお、石川県の皇国地誌は、金沢・石川郡・能美郡のもののみが別年月に提出され、この翻刻は石川県に残る原稿に依っている由である（提出分は、他県も含み関東大震災で焼失したらしい）。翻刻で小松市近郊の分は標題に「加賀国能美郡村誌」とあるので、以下、皇国地誌「能美郡村誌」と表記する。
- 8) 加賀市史編纂委員会（編）『加賀市史資料編』1、加賀市役所、1975。
- 9) 川良雄『今江湯と今江町の歴史』今江町公民館、1969、p.485。
- 10) 『石川県神社誌』石川県神社庁、1976、p.127
- 11) 例えば、次を参照。『影印本福井県神社明細帳（嶺南編）』若狭路文化研究会、2001。この他、筆者が茨城県庁に公開申請して複写を得た同県東茨城郡大洗町磯浜村エリアの神社明細帳も、明治12年書式であり、かつ廃祀された神社の明細帳が残されていた。その事例については次を参照。由谷裕哉「茨城県大洗町磯浜における神社の統廃合」、前掲注1編著所収。
- 12) 皇国地誌「能美郡村誌」では、日用村に無格社白山社が（前掲注7書p.64）、白山田村に無格社白山社が（同p.81）、小山田村に無格社日吉社が（p.85）、それぞれ記載されている。
- 13) 『さいたま市史料叢書2 神社明細帳編』さいたま市、2003。
- 14) 奥一太郎『御幸之飛可理』（私家版）、1924、pp.21f.、川良雄『今江町史』小松市今江町事務所、1954、pp.29-32。
- 15) 前掲注8書、p.349

- 16) 歴史学の観点からの論文として、北浦康孝「神社整理問題の射程—埼玉県北足立郡内間木村の事例を通して—」、『早稲田大学大学院文学研究科紀要』54—4, 2009。
- 17) 渡部前掲注5論文。
- 18) 渡部の前掲注論文p.51の注9に、「以下では明細帳での用例に準じて、いわゆる境外無格社を「無格社」、境内無格社を「境内社」と記す」と記されている。筆者は問題の明細帳（渡部の云う「郡帳」）を見ていないものの、少なくとも同論文pp.33-42の表では境内社にも番号が振られているので、境内無格社が独立した明細帳を持っていたかはともあれ、渡部がそれらを独立した存在と見ていることは確かだと思われる。
- 19) 「整理後」がいつの時点か明記されていないが、同論文pp.33-42の表によれば、「合祀・移転（県帳による）」項目に載る年代のうち最も新しいのは大正5年（1916）である。
- 20) 次の著作で要約されている情報に依拠した。櫻井治男『蘇るムラの神々』大明堂、1992、p.40。
- 21) 表2のように、神社統合前に境内社を有していた神社としては、①今江春日神社、③向本折白山神社があり、両社とも郷社であった。しかし、両社に関わる神社統合ではこうした既存の境内社は利用されなかった。
- 22) この3社を含む今城三社の式内論社については、次の論文に一部解説されている。渡部圭一「「名前」の争いの近代—武蔵国式内社における郷土史叙述の特質」、由谷裕哉・時枝務（編）『郷土史と近代日本』角川学芸出版、2010年。
- 23) 岸本昌良「埼玉県の神社合祀—全体像を再考する—」、相模民俗学会2018年3月例会口頭発表および配付資料、2018年3月18日。
- 24) 被統合社の基本財産が少なかつた可能性が考えられるが、上述のように石川県では廃祀された神社の明細帳が残されないで、それを知ることはできない。それ以外で考えられることは、大字の人口が村社を支えるのに充分でないと判断されたのではないか。大字井口の八幡神社に合祀された他の5大字について逐一取り上げるのは省略するが、これらは井口を含めて丘陵地帯であり、人口が少なめ（皇国地誌「能美郡村誌」時点で50人台から100人台前半）であった。串八幡神社に村社八幡神社が合祀された大字村松は、旧北国街道からやや外れ、皇国地誌「能美郡誌」の時点（村松村）では49人とされていた（前掲注7書p.156）。対して、村松の八幡神社を合祀した串八幡神社の立地していた串村は北国街道沿いで、かつ遊郭のあった串茶屋と隣接しており、人口1504人であった（同上p.129）。